別添（別記第２関係）

防火管理の外部委託等に係る防火管理上必要な業務の内容について

伊丹市　　　　　　　　　　　　　　　　　に在ります

における、消防防法施行規則（昭和３６年自治省令第６号）第２条の２第２項に定める「防火管理上

必要な業務の内容」は、次のとおりです。

防火管理上必要な業務

・消防計画の作成、見直し及び変更に関することについて、特に留意すべきこと

　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

・避難施設等の管理に関することついて、特に留意すべきこと

　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

・消火、通報及び避難訓練の実施に関することついて、特に留意すべきこと

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

・消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検・整備の監督に関することついて、特に留意すべきこと

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

・火気の使用等危険な行為の監督に関することついて、特に留意すべきこと

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

・収容人員の適切な管理に関することついて、特に留意すべきこと

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

・防火管理業務従事者に対する指示、監督に関することついて、特に留意すべきこと

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

・その他、防火管理者として行うべき業務に関することついて、特に留意すべきこと

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

なお、私　　　　 　　　　　　 　　　　は、　　　 　　　　　　　　　　　　　　 　に

対し　 　　　　　　　　　　　　　　　　　 　の位置、構造及び設備の状況並びに次に掲げる防

火管理上必要な事項ついて説明を行いました。

説明した防火管理上必要な事項（チェックした事項）

□　防火管理体制及び自衛消防組織の編成等従業者の配置に関すること

□　従業員等に対する防火上必要な教育の状況に関すること

□　消火、通報及び避難訓練の実施状況に関すること

□　その他防火管理上必要な事項

管理権原者　　　　　　　　　　　　　　　　　 文章受取人